

35210

山口県

光市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額	従業員 (人以上)			
<p>地域再生法の認定を受けた地域再生計画に規定する地方活力向上地域内において、令和8年3月31日までの間に、特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者で、認定を受けた日からその翌日以降3年を経過するまでの間に特別償却設備を新設、又は増設した場合</p> <p>※特別償却設備…特定業務施設の用に供する減価償却資産で取得価額の合計が3,800万円(中小企業1,900万円)以上のもの</p>	<p>新規雇用 5 (中小企業 1)</p>	<p>不均一課税 (地域再生法)</p> <p>【移転型】 初年度 0.01/100 2年度 0.35/100 3年度 0.7/100</p> <p>【拡充型】 初年度 0.01/100 2年度 0.46/100 3年度 0.93/100</p>	<p>固定資産税の 一定割合</p>	<p>3年度間</p>
<p>中小企業等経営強化法に基づく、「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小企業者の設備投資であって、一定の要件を満たす設備を取得した場合</p> <p>対象設備 機械装置、工具(測定工具及び検査工具)、器具備品、建物附属設備</p>	<p>—</p>	<p>1.5%以上の賃上げ表明がある場合:課税標準1/2</p> <p>3.0%以上の賃上げ表明がある場合:課税標準1/4 (中小企業等経営強化法)</p>	<p>固定資産税</p>	<p>1.5%以上の賃上げ表明がある場合:3年間 3.0%以上の賃上げ表明がある場合:5年間</p>
<p>山口県及び県内全市町で策定した基本計画に基づき、事業者が「地域経済牽引事業計画」を策定し県の承認を受け、かつ、当事業計画が「地域未来投資促進法第25条に基づく主務大臣が定める基準」(先進性であること等)に適合することにつき国の承認を受けた場合</p> <p>(土地・建物等の取得合計額)</p> <p>① 一般:1億円超 ② 農林漁業関連:5,000万円超</p>	<p>—</p>	<p>課税免除 (地域未来投資促進法)</p>	<p>固定資産税</p>	<p>3年度間</p>

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
光市事業所設置奨励条例	H19.3	<p>○事業所設置奨励金</p> <p>①原則、全業種</p> <p>②投下固定資産総額 2億円以上 (中小企業者 2,000 万円以上) (小規模企業者 500 万円以上)</p> <p>※中小企業者(小規模企業者含む)に限り、事業を営むために中古施設を取得し、又は賃借した場合も対象とする。</p> <p>●詳細は以下 URL 参照 https://www.city.hikari.lg.jp/soshiki/7/syokou/jigyou/1937.html</p>	<p>新設、増設または移設した事業所について、事業を開始した日以後、最初に固定資産税が賦課された年度から3年度間各年度の対象資産に係る固定資産税額に相当する額。</p> <p>※各年度につき1億円を上限額とする。新設に伴い市内に居住する従業員数が 10 人(中小企業者3人、小規模企業者1人)以上増加するときは、1億5,000万円を上限額とする。</p>
光市地域課題対応型事業所設置タイプ別奨励金交付要綱	R4.12	<p>○地域課題対応型事業所設置タイプ別奨励金</p> <p>①サテライトオフィス進出タイプ 次の業務のいずれかを主として行うオフィスであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報等システムの開発・運営・管理等を行う業務 ・各種設計、デザイン、編集等を行う業務 ・インターネットを活用した業務 ・新製品の研究開発、マーケティング等を行う業務 等 <p>②空き店舗等活用タイプ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に所在する空き店舗等に入居すること。 ・大規模小売店舗及び当該施設内のテナント物件でないこと。 ・前の入居者が退去した後、又は物件が完成した後、いずれもおおむね3箇月を経過していること(ただし、光市空き家情報バンク制度により利用する物件については、この限りではない) 。 等 <p>●詳細は以下 URL 参照 https://www.city.hikari.lg.jp/soshiki/7/syokou/jigyou/13122.html</p>	<p>①サテライトオフィス進出タイプ 市外に本社・本拠を置く事業者が、市内に新たにサテライトオフィスを設け(進出し)事業を行う場合、30 万円の奨励金を交付。</p> <p>②空き店舗等活用タイプ 市内にある空き家・空き店舗・空き工場等を活用して事業所を設け事業を行う場合、30 万円の奨励金を交付。</p> <p>※①、②は併用可能。 ※交付対象者が一定の要件を満たす場合、各要件に応じて奨励金の追加交付あり。</p>